個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。

例えば、グループ企業でイベントを開催する場合において、各子会社から親会社（幹事会社）に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送するときには共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合において、案内状を発送するために発送代行事業者に顧客情報を提供するときには、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。

※１「あらかじめ」とは、「個人データの共同利用に当たりあらかじめ」をいう。

※２「本人に通知」については、２－１－７．参照。

※３「本人が容易に知り得る状態」については、２－１－11．参照。

【共同利用を行うことがある事例】

事例１）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第15条第２項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例２）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例３）外国の会社と取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例４）企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

①共同して利用される個人データの項目

個人データの項目について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

事例１）氏名、住所、電話番号

事例２）氏名、商品購入履歴

②共同して利用する者の範囲

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することである。

したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要がない場合もある。

事例）本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に明確な形で示された「提携基準」及び「最新の共同利用者のリスト」等を、共同利用者の全員が、本人が容易に知り得る状態に置いているとき

③利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その取得時の利用目的をすべて、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

利用目的が個人データの項目によって異なる場合には区別して記載することが望ましい。

④当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用するすべての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

【上記①から④までの事項のほかに取り決めておくことが望ましい事項】

㋐共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組）

㋑各共同利用者の個人情報取扱責任者、問い合わせ担当者及び連絡先

㋒共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・個人データの漏えい等防止に関する事項

・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

㋓共同利用する個人データの取扱いに関する取決が遵守されなかった場合の措置

㋔共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

㋕共同利用を終了する際の手続

法第23条第５項

個人情報取扱事業者は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

上記③及び④については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内※１で変更することができ、変更する前に、本人に通知※２又は本人が容易に知り得る状態※３に置かなければならない。

また、上記①及び②については原則として変更は認められないが、次の場合、引き続き共同利用を行うことができる。

【引き続き共同利用を行うことができる事例】

事例１）共同利用を行う事業者や個人データの項目の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例２）共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、当該事業者の事業内容に変更がない場合

事例３）共同利用を行う事業者について事業の承継※４が行われた場合

※１「本人が想定することが困難でないと認められる範囲内」については、２－２－１．⑵参照。

※２「本人に通知」については、２－１－７．参照。

※３「本人が容易に知り得る状態」については、２－１－11．参照。

※４「事業の承継」については、２－２－４．⑶ⅱ参照。

⑷雇用管理に関する個人データ関連

個人データの第三者への提供（法第23条第１項第１号から第４号までに該当する場合を除く。）のうち、雇用管理に関するものについては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。その際、事業の性質及び雇用管理に関する個人データの取扱状況等に応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

ここでいう雇用管理に関する個人データの第三者への提供とは、従業員の子会社への出向に際して、出向先に当該従業員の人事考課情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合や、労働者を派遣する際に技術者の能力に関する情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合を指すものである。